

三浦市告示第38号

三浦市市有財産等への広告の掲載等に関する要綱を次のように定める。

平成20年3月31日

三浦市長 吉田英男

三浦市市有財産等への広告の掲載等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の財産等の有効活用により新たな財源を確保するため、市の財産等に民間企業等の広告(以下「広告」という。)の掲載又は掲出(以下「掲載等」という。)を有償にて行う事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 市が広告の掲載等を行うことができる市の財産等(以下「広告媒体」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 市が発行する広報紙その他の頒布物
- (2) 市が管理するウェブサイト
- (3) 市が管理する車両等の物品
- (4) その他広告媒体として市長が認めるもの

(広告の範囲)

第3条 市が掲載等を行うことができる広告の内容は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又はそのおそれのある内容を含むもの
- (2) 公序良俗に反し、又はそのおそれのある内容を含むもの
- (3) 政治性のある内容を含むもの
- (4) 宗教性のある内容を含むもの
- (5) 個人、団体等の思想、意見等についての表明を内容とするもの
- (6) 掲載等を行うことにより、周辺的美観を害し、又は公衆に不

快の念を抱かせるおそれのある内容を含むもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、掲載等を行うことが不適當であると市長が認めるもの

(広告審査会の設置等)

第4条 広告募集の規格及び広告の掲載の適否について審議を行うため、三浦市広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、政策経営部長、法制文書課長、財産管理課長、統計情報課長、福祉課長、商工観光課長及び計画整備課長をもって組織する。

3 審査会の会長には政策経営部長を、副会長には財産管理課長をもって充てる。

4 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

5 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

6 審査会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 審査会の会議を招集する時間的余裕がないと会長が認める場合は、書類の回議により審査を行うことができる。

8 審査会の庶務は、政策経営部財政課において処理する。

(広告募集の規格の決定)

第5条 広告の募集に当たっては、広告媒体とするもの、募集の時期、募集の数、広告料等の広告募集の規格について、当該広告媒体を所管する課等（以下「募集課等」という。）において立案し、審査会の審議及び承認を経て定めるものとする。

(広告の募集)

第6条 掲載等を行う広告の募集は、前条により決定された広告募集の規格を明示の上、市の広報紙、市の管理するウェブサイト等の活用等広く周知を図ることのできる方法により募集課等が行うものとする。ただし、広告募集の規格に応じ、他の方法によることが適當と認められる場合は、この限りでない。

(広告掲載等の申込み)

第 7 条 広告の掲載等を希望する者は、広告掲載等申込書 (第 1 号様式) を募集課等に提出するものとする。ただし、広告募集の規格に応じ、他の方法によることが適当と認められる場合は、この限りでない。

2 広告の申込みを行う者は、申込みを行う日の属する年度の前年度分の市町村民税又は特別区民税を完納していなければならない。

(広告の掲載等の決定)

第 8 条 募集課等は、前条の申込みがあった場合は、速やかに掲載等の適否について決定し、その結果を広告掲載等決定通知書 (第 2 号様式) により通知するものとする。

2 広告の掲載等の適否の決定は、募集課等が当該広告募集の規格並びに第 3 条及び次条の規定に基づき行うものとし、募集課等において適否を決定し難い場合にあっては、審査会により決定するものとする。

(広告の掲載等の優先順位)

第 9 条 広告の掲載等について、その申込みが競合した場合は、次の順位により行うものとする。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの行う
広告 第 1 位

(2) 前号に掲げるものを除く法人又は個人のうち、市内に事業所
又は住所を有する者が行う広告 第 2 位

(3) 前 2 号に掲げるもの以外のものが行う広告 第 3 位

2 前項の規定による同順位の申込みが競合した場合は、くじ引きにより順位を定めるものとする。

(広告料の納付等)

第 10 条 広告の掲載等を決定した場合には、当該掲載等の申込者 (以下「広告主」という。) は、市長が指定する期限までに広告料を一括納付しなければならない。ただし、広告募集の規格に応じ、他の方法によることが適当と認められる場合は、この限りで

ない。

2 既納の広告料は、還付しない。ただし、市の責めに帰する理由により広告の掲載等ができなくなった場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(広告案の修正)

第 11 条 募集課等は、広告主に対し、必要に応じて広告案の修正を求めることができる。

(広告の掲載等)

第 12 条 広告の掲載等は、次に各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる方法によるものとする。

(1) 広報紙その他の頒布物又はウェブサイトへ掲載する広告 広告案に基づいて募集課等により作成及び掲載する。

(2) 車両等の物品に掲出する広告 広告案に基づいて広告主が作成したものを募集課等が掲出する。

(3) その他の財産へ掲載等を行う広告 広告媒体に応じ、当該広告募集の規格により定める方法による。

(広告掲載等の決定の取消し等)

第 13 条 市長は、次に掲げる場合には、広告の掲載等の決定を取り消し、又は掲載等を中止することができる。

(1) 第 11 条の規定による広告案の修正がなされなかったとき

(2) 期限までに広告料が納付されなかったとき

(3) その他市長が広告の掲載等を不相当と認めたとき

(広告の除却等及び特別の負担)

第 14 条 広告の削除又は除却は募集課等により行うものとする。

ただし、前条の規定による広告の掲載等の決定の取消し又は掲載等の中止があったときは、その削除又は除却に要する作業又は費用の一部又は全部について、広告主に負担させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、広告の削除又は除却に必要な作業又は費用の一部又は全部について、広告主が負担する旨を広告募集の規格により定めることができる。この場合において、広告主は、

必要となる作業又は費用を負担しなければならない。

(広告主の責務及び市の免責)

第15条 広告主は、知的財産権の侵害その他の市若しくは第三者に損害を与える行為又は法令違反が生じないように、掲載等を行う広告の内容について責任を負うとともに、広告の掲載等に当たり必要となる行政上の手続きについて、責任を持って対処しなければならない。

2 広告主が前項の責務に違背したことにより生じた問題について、市は一切の責めを負わない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載等に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成20年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 施行日前に現に定められている広告募集に係る広告媒体、広告料その他の事項については、施行日以後にこの告示の規定により定められた広告募集の規格とみなす。

掲載等を希望する広告案

上記の広告掲載等の申込みに当たり、次の事項について誓約します。

- (1) 広告内容が、知的財産権の侵害その他の三浦市若しくは第三者に損害を与える行為又はその原因とならないこと。
- (2) 広告内容が、法令又は三浦市の定める例規等に違反するものでないこと。
- (3) 広告の掲載に当たり、前2号の誓約に違背したことにより生じた一切の問題には申込者の責任において対処すること。

申込者（誓約者）氏名・名称

印

第 号
年 月 日

広告掲載等決定通知書

様

三浦市長

印

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載等については、次のとおり決定しましたので通知します。

- 決定区分 掲載等を行います。
 掲載等を行いません。

理由

- 1 広告媒体
- 2 広告内容
- 3 広告期間
- 4 広告料
金額
納付期限
- 5 その他

別添